

志留波阿連 規約（案）

第1条（名称）

- ・本会は、志留波阿連（以下、「本会」または「連」という。）と称する。

第2条（目的）

- ・本会は、徳島県阿波踊り協会所属みやび連と姉妹連提携していることにより、阿波踊りを広めること、阿波踊りの文化を継承することおよび阿波踊りの技術を進歩させることを目的とする。

第3条（事業）

- ・本会は、高円寺阿波踊りの会である。
- ・本会は、高円寺阿波おどり連協会（以下、「連協会」という。）に所属している。また、本会は連協会の規約（※1）に則り、活動する。
（※1）別途PDFを参照
- ・連としてのすべての活動（練習、出演、遠征および合宿を含むが、これに限らない。）における事故、盗難などについては自己責任とし、連（団体）として責任は一切負わない。

第4条（本部所在地）

- ・本会の本部は、連長の自宅とする。

第5条（会員）

- ・本会の会員（以下、または「連員」という。）は、年齢、男女、住所を問わない。
- ・本会の会員は、連長および副連長に無断で他の阿波踊りの会で活動してはならない。

第6条（役員）

(1) 役員を選任

- ・本会の連長は、幹部会（本条(3)に定義する。）により選任される。
- ・本会の役員は、本会の会員の中から連長により指名され、春の全体集合（以下、「総会」という。）にて決定される。

(2) 役員の任期及び継続

- ・本会の役員の任期は1年とし、総会から次の総会までとする。
- ・役員は退連または解任でない限り、1年毎に本人に確認の上、次年度も継続とする。

(3) 幹部会

- ・本会に、連長、副連長および各部長（以下、「幹部」と総称する。）で構成する「幹部会」を設置する。

- ・幹部会は、本会の運営を円滑に行うため、本規約を基に細則を検討し、問題解決に努める。
- ・本規約を施行するために必要な細則の決定、変更は、幹部会の議決により行う。
- ・細則の決定および変更は、本規約に細則項目として追記し、会員に周知する。また、総会において会員による内容の確認および承認の上、次年度も継続する。

第7条（入会）

- ・本会の会員になるにあたり制限はない。本会の入会希望者は入連希望を連長に申し出、承認されることで決定し、メンバー専用ホームページの「志留波阿連 連員情報」に登録をする。ただし、他の連からの移籍については、当該他の連の代表者の了承が必要になる。また、本会から他の連への移籍についても同様の手続きが必要である。

第8条（脱会）

- ・本会を脱会する場合は、退連届を連長に提出することで決定する。

第9条（会費）

- ・本会は、会員からの年会費は徴収しないが、夏の高円寺阿波踊り（以下、「本番」という。）の出演参加費、控室リースなどの経費にあてる本番参加費および連主催の納会参加費を会員から徴収する。その他の費用は寄付などにより賄われる。

第10条（出演経費）

- ・鳴り物や備品を運搬するために車両を出動させる場合は、連より手数料を支払うものとする。
- ・倉庫係には、高円寺駅から目的地までの行き・帰りの交通費を連より支払うものとする。
- ・遠征時の高円寺駅から目的地までの行き・帰りの引率者は交通費を連より支払うものとする。
- ・高校生以下の子どもは、高円寺駅に集合、解散する場合のみ交通費を連より支払うものとする。
- ・高円寺からの往復交通費に際して遠方等、連が定めた金額を超える場合は、出演者に連より補助金を出す。

第11条（会計）

- ・本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。
- ・本会の会計報告は、総会にて行うものとする。

第12条（総会）

- ・総会は、原則、全会員集合の場とする。
- ・総会にて、当該年度の本番への出演の意向を申し出るものとする。

第13条（衣装等・備品・倉庫）

(1) 衣装等

- ・衣装や鳴り物、団扇や高張り提灯に至るまで、連の資産である。
- ・連では衣装の連員による買取りは行っておらず、貸出しを行っているため、大切に扱うことが求められる。
- ・小物に関してはパート毎に、一部個人持ちの物がある。
- ・鳴り物の笛、三味線および太鼓バチは個人持ちとする。

(2) 備品

- ・連の備品はレンタル契約している倉庫に格納し、練習や出演の時は当該倉庫から搬出する。
- ・備品は連の予算で購入しているため、各部の判断だけで新たに備品を購入することはせず、幹部会に申請をして承認されることが必要となる。ただし、少額なものは連長および副連長に（各部長の確認を経て）確認の上、購入することができる。

(3) 倉庫

- ・倉庫のレンタル契約の契約者は本会であり、場所および鍵の保持者は以下の通りである。搬入・搬出時は近隣に迷惑を掛けないよう静粛に努め、整理整頓を心掛ける。

<倉庫の場所> 東京都杉並区高円寺南3丁目65

<倉庫鍵保持者> 連長・副連長からの指名者が保持

第14条（規約の変更）

- ・本規約は、総会において承認を得なければ、変更をすることはできない。

（附則）

本規約は、2021年7月6日から施行される。

志留波阿連 細則（案）

第1条（趣旨）

- ・この細則は、志留波阿連 規約（以下、「規約」という。）第7条(3)に基づき規定するものである。

第2条（出演）

(1) 規則

- ・出演するときは、自分たちのことは全て出演者が行い、極力、同行者や他人の手を借りることはしない。

- ・踊り場での移動中の飲食は、給水所以外では極力人前では行わない。出演終了までの飲酒(出演前も含む)、喫煙所以外での喫煙は厳禁とする。
- ・出演中は衣装以外の物(ネックレス、ピアス、ブレスレット、指輪、女踊りの眼鏡および携帯電話を含むが、これに限らない。)の着用は厳禁とする。ただし、巾着袋などに入れ、衣装の一部として着用する場合、および責任者はこの限りではない。また、出演時は成人女性のノーメイクは禁止とし、刺青は隠す。
- ・出演の都度、各部より倉庫からの鳴り物や備品の搬出・搬入を担当する者(以下、「倉庫係」という。)を任命する。連員は積極的に参加することが求められる。

(2) 人選

- ・人数制限のある出演については、連長および幹部が出演者を選抜する。
- ・出欠締切り後の変更は、速やかに連長および所属する部の各部長に報告を行う。
- ・宿泊を伴う出演または合同連による出演の場合は18歳以上(高校生は含まない)の連員を対象とする。ただし、宿泊を伴う出演であっても単独連による出演の場合または徳島における出演の場合は、保護者の同伴または同意があれば、この限りではない。

(3) 移動

- ・電車移動に関しては、原則全員が同じ車両に乗車する。
- ・移動中は極力2列に整列し、先頭の連員についていく。衣装着用時も同様である。
- ・出演の場合、成人については直行・直帰を原則とし、場所が分からない等の場合や、小中学生は、高円寺駅改札南口側を集合場所とする。

第3条(練習)

(1) 練習場所

- ・練習場所などの不明点は、各連員が各部長に事前に確認を行う。

(2) 学校を借りて練習する場合

- ・「杉並区の学校開放(登録団体開放及び一般目的使用の手引き)」及び「学校施設使用にあたっての注意事項」に沿って使用する。
- ・決められた門から入校すること。
- ・自転車での来校は、各学校の規則に従うこと。
- ・使用した場所は原状回復すること。
- ・門の外に出たら直ちに解散すること。
- ・土足厳禁。

(3) 練習移動

- ・鳴り物を倉庫より搬出・搬入するまでが練習である。搬出・搬入に際しては連員同士が協力し、特に搬入に関しては積極的な参加が求められる。
- ・練習場所までの交通費は、連員の自費負担とする。

(4) 練習パート

- ・各部間での理解を深め、リズムをとる練習にもなるため、踊り手は鳴り物の練習に、鳴り物は踊りの練習に参加することが推奨される。
- ・最初に始めたパートは 3 年間、続けることが求められる。なお、パート転向は冬の間に行う。

(5) 中止

- ・杉並区防災情報メールや Twitter で警報が確認された場合、練習は中止とする。

第 4 条（子ども＜高校生以下＞について）

- ・未就学児が入連する際には、保護者が一緒に入連することが条件となる。ただし、保護者が高齢の場合は連長と協議の上この限りではない。
- ・子どもが練習中に集中力が途切れてしまった場合など、他の連員の練習に影響を及ぼす場合は、保護者には練習場から退出をお願いする場合がある。
- ・2 時間以上練習場所が取れた場合でも、小学生以下の子どもは集中力を考慮し、2 時間で練習終了とする。
- ・小学生以下の子どもの場合、練習に際して、原則、保護者が送り迎えすることとし、どうしても難しい場合は各部長に事前に相談をする。
- ・21 時以降の練習参加は高校生以上とする。
- ・子どもの鳴り物部の所属は太鼓以外とし、中学生以上かつ保護者が楽器を用意することが可能であれば参加できる。
- ・原則、未就学児の外部出演は不可とする。ただし、出演先の状況や習熟度などを考慮し、連長および副連長の判断により出演可能な場合もある。
- ・原則、小学生以下の子どもの出演には、体調不良になった場合の十分な対応が難しいため、保護者も同行することとする。ただし、出演先が近い、出演時間が短いなどの場合はこの限りではない。
- ・連の親睦会や会合に参加する場合、保護者が同伴していても 22 時には帰宅することとする。